

亀山市告示第67号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和5年4月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する区間
市道	20103	小野白木線	亀山市小野町字北谷673番地3地内から亀山市白木町字西大谷1808番3地先まで
市道	21356	工業団地14号線	亀山市関町白木一色字山田709番3地先から亀山市関町白木一色字山田646番20地内まで
市道	21397	道野太岡寺側道3号線	亀山市布気町字高塚800番9地先から亀山市布気町字高塚802番3地内まで
市道	21638	野村22号線	亀山市野村四丁目1002番4地内から亀山市野村四丁目1045番3地内まで
市道	30101	和賀白川線	亀山市野村町字清谷1658番1地先から亀山市住山町字下古野2番6地内まで

2 指定する期日 令和5年4月7日

3 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法

(1) 道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標

識その他の道路付属物、樹木等に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を保持させ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.23メートル以上、横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるため、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上、走行すること。